

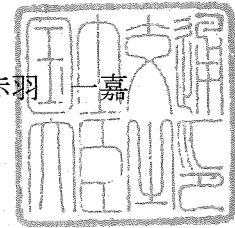
# 認定書

国住指第 868 号  
令和 2 年 7 月 28 日

マナック株式会社  
代表取締役 高橋 脩 様

国土交通大臣

赤羽 嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
TACP-0620
2. 認定をした構造方法等の名称  
ハイエフビーツー（HiFBⅡ）工法（先端地盤：礫質地盤）
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

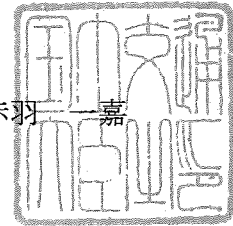
# 指 定 書

国住指第 868-2 号  
令和 2 年 7 月 28 日

マナック株式会社  
代表取締役 高橋 脩 様

国土交通大臣

赤羽 一嘉



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、当該各項の規定に基づき、下記のとおり確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

## 記

1. 認定番号

TACP-0620

2. 認定をした構造方法等の名称

ハイエフビーツー (HiFBII) 工法 (先端地盤：礫質地盤)

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項の規定に基づき、同表の各項の(ろ)欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書（平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表に掲げる式の  $\alpha$ 、 $\beta$  及び  $\gamma$  の数値の算出方法に係るものに限る。）

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。